

第8次保健医療計画における 在宅療養の提供体制について の検討

はじめに

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）により、第8次保健医療計画において、「適切な在宅医療の圏域を設定」すること、「『在宅医療において積極的役割を担う医療機関』及び『在宅医療に必要な連携を担う拠点』を医療計画に位置付け」ること等が示されたところである。
- ついては、まず、在宅療養の圏域の設定、在宅療養において積極的役割を担う医療機関及び在宅療養に必要な連携を担う拠点について、上記で示された国の指針の内容を報告する。
- そのうえで、東京都における、在宅療養の圏域の設定及び在宅療養において積極的役割を担う医療機関及び在宅療養に必要な連携を担う拠点の考え方について検討する。

第8次保健医療 計画における 在宅療養の提供 体制についての 検討

1. 在宅療養の圏域の設定単位の考え方
2. 在宅療養において積極的役割を担う医療機関
3. 在宅療養に必要な連携を担う拠点
4. 検討事項

1.在宅療養の圏域の設定単位 の考え方

「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）より

1.在宅療養の 圏域の設定単位 の考え方

「在宅医療の体制構築に係る指
針」（令和5年3月31日）より

- 圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、**従来の二次医療圏にこだわらず**、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の配置状況並びに地域包括ケアシステムの状況も踏まえ、**市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。**
- なお、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を圏域内に少なくとも1つは設定すること。

2.在宅療養において積極的 役割を担う医療機関

「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）より

2.在宅療養において積極的役割を担う医療機関

「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）より

①想定される設定例

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等地域において在宅医療を担っている医療機関

②目標

- 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- 患者の家族等への支援を行うこと

2.在宅療養において積極的役割を担う医療機関

「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）より

③求められる事項（6項目）

- 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

3.在宅療養に必要な連携を担う拠点

「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）より

3.在宅療養に必要な連携を担う拠点

「在宅医療の体制構築に係る指針」（令和5年3月31日）より

①想定される設定例

- 病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれか

※区市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要であり、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される

※在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能

3.在宅療養に 必要な連携を 担う拠点

「在宅医療の体制構築に係る指
針」（令和5年3月31日）より

②目標

- 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

3.在宅療養に 必要な連携を 担う拠点

「在宅医療の体制構築に係る指
針」（令和5年3月31日）より

③求められる事項【5項目】

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること



4.検討事項



4.検討事項

(1) 都の「在宅療養の圏域設定」について（案）

- 第8次東京都保健医療計画においては、事業推進区域※として以下のとおり設定

➤ **在宅療養：区市町村**

※都において、患者の受療動向や医療資源の分布状況に応じて、疾病・事業ごとの医療提供体制を推進する区域

(2) 都における、在宅療養において積極的役割を担う医療機関及び在宅療養に必要な連携を担う拠点について（案）

- 「**在宅医療の体制構築に係る指針**」に記載の設定例、目標、求められる事項等に則って、在宅療養における事業推進区域ごとに選定